

## 平成 20 年第 2 回定例会(第 5 日 6/12)

●議 長(村田一郎) 長谷川大議員。(拍手)

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 それでは、通告に従いまして質問させていただきますが、番号にタイトルがあって、その下は余り細かいかないかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず、まちづくりの管理についてということを書いてありますけれども、私が表現したいことってというのが事例を挙げてお話を申し上げないと、何か表現しにくいものですから、ちょっと事例を挙げさせていただきたいと思いま す。

私の住む三山なんですけれども、特に私の町会のある地域なんですけど、今、三山の市営団地の建て替えを行っております。それで、建て替えが一応今の段階では5年間ということになっているんですけども、その前に四市複合事務組合の三山園の建て替えがあって、それから国立習志野病院の済生会への移管があって、建て替えがあってということが、建物が全部つながっているんですね。それで、国立病院から済生会への移管の段階で、その裏側を通っている道路の部分が厚生労働省の土地だったものですから、当時の道路管理課長さんをお願いをして、厚生労働省から少し道幅を広げるために土地をもらってくれないかというお話をしたんですけども、なかなかうまくいなくて狭い道のまんまになっているんですね。

その関係もあって、今回の市営団地の建て替えと前の四市複合事務組合の三山園の建て替えのときと、それから民間事業者がやっているマンションの建設なんかで、全部の工事車両がうちの町会通るんですよ。それで、うちの町会員も、もういいかげんにしてくれと。今後5年と言っていて、その前の2~3年があって、それ以外にもまだあってということで、何で我々だけが工事車両がばんばんばんばん通って、嫌な思いしなきゃいけないんだという話があるんですけども、特に国立習志野病院だったというのは、言ってみれば公の病院だったわけですよ。

それで四市複合事務組合の三山園もご承知のとおりであるし、市営住宅も市の建築物になるんですけども、そういうものを建て替え、これ全部建て替えなんです。すべてが壊して建てるという作業になっているんですけども、それによる振動とか、いろんなことを地域の住民が負担をしているわけですから、これらが、例

えばの話ですけれども、三山園と市営住宅の建て替えを総合的に一体的に考えたら、ここまで地域の住民がづらい思いをしないで済んだ可能性があるんですね。

これは三山を一例にさせていただいたんですけれども、船橋市全体に公共の建築物というのはたくさんあるわけですけれども、これらがどンドンどンドンこれから建て替えということになるのか、もう老朽化して壊して更地にしちゃうんだということになるのかわかりませんが、学校も含めて、それから公民館等の教育施設全体を含めても、これからこの三山で起きたようなことというのがあちこちで起きるような気がするんですね。

それで、そういう公共建築物の管理というか、管理っていうんじゃなくて、老朽化による建て替え計画なんかを考えるためのデータをトータルにコントロールするようなことというのが、どのような形で行われているのかということを知りたいと思います。

それがまず 1 点です。

それから次が、庁舎管理についてですけれども、この庁舎をいろいろと使わせていただいている、ふと思ったのが、私も会社員時代にホテルの建築というのにかかわったんですけれども、僕がかかわったホテルも吹き抜けがあって、その下というのはコーヒーを飲むようなところがあるんですね。コーヒーラウンジがあったりとかというふうになっていて、ロビーって大体吹き抜けになっているところが多いんですけれども、この庁舎の 1 階の部分ですとか、それから 11 階もそうなんですけれども、今どきの施設だったら、そこそこ著明なコンビニエンスストアですとか、それからコーヒーショップ——スターバックスがいいのか、タリーズがいいのか、ドトールがいいのかというのはわかりませんが、コンビニに関しても、セブンイレブンがいいのか、ローソンがいいのかという話になってくるんだと思うんですけれども、1 階の正面入った右のところがあるじゃないですか、あそこあたりというのはコンビニがあってもいいんじゃないというような気がしていて、近隣の住民も使えるような状況になって、家賃が入ってというふうになれば、それはそれで考え方としていいんじゃないのというふうに思いまして、いろいろ考えたら、下に売店があって、食堂があって、喫茶室があってということなわけですけれども、そこからもコンビニやコーヒーショップを入れるような形で、賃料が取れるんならいいんですけれども、現状としてどういう形の賃貸借の状況になっているかということを知りたいと思います。

それから次に、広告の管理という書き方をしておりますけれども、12 月の議会で広告に関するいろいろなご質問させていただいたわけですが、いよいよ動き始めたようでございまして、ここまでの動きを、まだそんなに時間がたってい

ないわけですが、どんな状況かということをお話しいただきたいというふうに思います。

それから、道路の管理についてです。ここには道路をきちんと管理しているのかというふうに書かせていただいておりますけれども、きちんと管理していることは十分承知の上で質問させていただくんですが、我々も皆さんもそうだと思うんですが、地元のご要望があると、道路管理課あるいは道路安全推進室にちょっとした修繕をお願いにいたり、道路建設課に大規模な修理をお願いに行くことになるんだと思うんですが、年間かなりの数の修繕のご依頼があるんじゃないかと思うんですが、これらをきちんとデータベース化して管理ができていますのかどうか、そして道路建設のほうで扱うような大きな案件も含めてになるんですけれども、船橋じゅうの道路がどういう状況にあるかということ把握ができていて修繕を行っているかということをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、その次が監査は機能しているのか。代表監査委員は、機能的に機動的に監査を行っていると考えているのかというふうに書かせていただいておりますけれども、これは今回ご質問する1問目の質問に関してお伺いをしたいので、1問目では監査には質問はなしということですね。

それから、船橋市の学校教育について。「教育の現場は大変ですか」って書いてあるんですが、私が、昭和40年かな、三山小学校に入学してからですね、月1回小教協というのがあったんですね。その後6年後、栄光の二宮中学校に入学しまして、(笑声)いろいろとお世話になった先生たくさんいらっしゃるわけですが、その二宮中のときも中教協というのがあったんですね。月1回水曜日なんですけれども、それが今も変わらずに行われていると。それがいけないとか何とかというんじゃないで。

僕が驚いたのは、会社員時代は労働組合の執行委員長やっております、週休二日の導入時だったんですね、ちょうど。それで、完全週休二日制を導入するに当たっては、1日の労働時間を若干伸ばしたりしなきゃいけないとか、いろんな細かいことをいじっていたわけですが、学校が週休二日制になって、週6日のときと変わらず、毎月1回水曜日に同じような時間帯に小教協、中教協と称して先生方の研修というものが行われているわけですが、このことについて、まず概略お話を伺って、今後私の研究課題にしていきたいというふうに思っておりますので、基本的なことをお答えいただきたいというふうに思います。

とりあえず、1問目は以上でございます。

## [企画部長登壇]

### ●企画部長(鈴木俊一) 所管事項についてお答えいたします。

まず、公共建築物に関するご質問ですが、現在本市が保有する建築物は高度成長期、人口が急増した時代に建設されたものが多く、これらの老朽化が進み、次々と更新期を迎えることとなります。今後、改修・改築あるいは建て替えなどに多額な経費が必要となり、大きな財政負担となることが危惧されているところであります。

この問題は本市にかかわらず、ほとんどの自治体が抱える喫緊の課題でもあります。議員ご指摘のように、計画的な施設の維持修繕による長寿命化、コストの縮減及び平準化、統廃合、複合化による有効利用など、戦略的な経営とそれらを一元的に管理するシステムが必要と考えております。

このようなことから、平成 19 年度に現況と課題の整理、先進自治体の調査・分析及び本市の施設経営管理の基本的な考え方について検討をいたしました。現在、企画部において本市に必要な公共建築物保全情報システムの構築に向けまして、公共建築物の建築基準関係法令等の法規制情報及び竣工図書のデータを収集するとともに、ソフトウェアの研究に取り組んでいるところでございます。今後も、公共建築物を一元的に経営管理する手法とこれを統括する部署の設置について、全庁的に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、広告に関してのご質問ですが、今年度の広告に関する取り組みといたしましては、既に導入しているホームページについて、より多くの財源を確保するため、バナー広告のフレーム数を需要の状況を踏まえながら 10 フレームから 15 フレームに拡大いたしました。これにより 1.5 倍の約 300 万円の広告料を得ることができるものと見込んでおります。

また、新規の導入といたしましては、既に広告料を徴収する方法を採用した市民便利帳及び広告を掲載した媒体の寄贈を受け、印刷経費の削減を図る方式を採用した児童ホームの案内について、具体的に導入を進めているところでございます。

ちなみに、市民便利帳につきましては印刷経費約 312 万円に対し、約 290 万円の広告料収入を得ることができる見込みであり、児童ホームの案内については職員の作業が軽減されるほかカラー印刷もあり、大変見やすくなることなどの効果が得られるものと思っております。

次に、これ以外の媒体への広告の導入についてでございますが、平成 19 年度末に市の施設や印刷物などに関して、広告の導入が可能な媒体について調査を実施した結果、導入に際し、解消・調整すべき課題があるものを含め 193 件の媒体が上げられました。

現在、このうち納税通知書送付用封筒、保育園入園案内書等 12 媒体について導入スケジュールの検討を進めるとともに、大型施設等の管理運営を安定的に確保するため、他方面で導入が進められている命名権、いわゆるネーミングライツの売却についても、平成 22 年度に開催される、ゆめ半島千葉国体の会場となる施設を中心に、その導入の可能性について検討しているところでございます。

以上でございます。

#### [財政部長登壇]

● 財政部長(山\_健二) 庁舎管理についてのご質問にお答えします。

現在、庁舎内には職員の福利厚生のための施設として、地下 1 階に売店、食堂、それから 11 階に喫茶スペースがございます。食堂や売店、喫茶といったこれらの施設については、職員及び来庁者が利用することを目的とする福利厚生施設であること、また市の業務に支障のないことから、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項並びに財務規則第 174 条第 2 号(後刻「第 4 号」と訂正)により、行政財産の使用を許可しております。

なお、売店は職員組合からの許可申請により使用許可しており、食堂及び喫茶については、職員課からの使用承認申請により承認をしております。

ちなみに使用料につきましては、財務規則第 175 条第 1 項第 4 号により使用料を免除しておりますが、食堂、売店、喫茶の施設については光熱水費を実費徴収しております。

以上でございます。

#### [道路部長登壇]

● 道路部長(山本哲夫) 道路の管理についてのご質問にご答弁申し上げます。

道路の管理につきましては、道路部といたしましては、主に道路管理課と道路建設課の両課において対応しております。道路管理課は、道路補修や交通安全施設の維

持修繕を行い、道路建設課は、橋梁の改修や長い路線の舗装の打ちかえ等、2課で役割分担を図り、また物件によっては連携し、業務に当たっております。

道路建設課は、橋梁の改修や長い路線の舗装打ちかえ等を年次的・計画的に行っておりますが、通常の市民の皆様からの要望のほとんどは、皆様の身近な部分での補修等であり、これらについては道路管理課が対応しております。昨年における道路パトロールや、市民の皆様よりの通報などにより、年間4,000件近い補修、修繕を行っております。

要望の内容として多いものは、穴埋めなどの道路補修やカーブミラーの補修、路側線、ドット線の引き直しなどが多く上げられ、これらの通報を受けてから補修工事等の完了をさせる一連の作業を行っている間に多数の補修要望が発生し、これら一連の進捗を完璧に把握することは困難な状況でございます。

このことから、通報等の受け付けから完了までの進捗管理や補修履歴、また専用申請にかかわる道路工事などを個々にはデータベース化は行っておりますが、道路管理者として、今後一元的に情報処理できるシステムを構築することにより、市民の方への情報提供も可能になるなど、有効なシステムが今後必要になってくると思われる、関係課を含め研究していきたいと考えております。

以上でございます。

#### [学校教育部長登壇]

● 学校教育部長(松本文化) 船橋市の学校教育についてのご質問にお答えいたします。

小教協、中教協は、船橋市小学校教育研究協議会及び船橋市中学校教育研究協議会と称しまして、市内公立小中学校の教職員から成る任意の研究団体でございます。

小中学校教育の改善、充実を目指しまして、全会員が小教協34部会、中教協15部会に分かれまして共同研究に取り組んでおります。原則としまして、第3水曜日の午後に、年間8回の研修会を実施しまして、事業研究、教材研究等を中心に研究を深め、10月に実施されます教育研究大会では、部会ごとに学校または個人の研究発表がありまして、その成果を共有しております。

教育委員会としましては、小中教協のこのような活動内容から、教育実践の改善を推進する団体と認めまして、この両団体を統括します組織であります千葉県教育研究会船橋市会に教材研究、事業研究等の研究業務を委託しております。

以上でございます。

#### [財政部長登壇]

●財政部長(山\_健二) 2カ所ほど根拠条項を読み誤りましたものですから、訂正させていただきます。

まず、行政財産の使用許可につきまして、財務規則第174条「第4号」と言うべきところを「2号」と言ってしまったようでございます。

それから、使用料の減免につきまして、財務規則第175条第1項「第4号」とすべきところを「第2号」と発言してしまいました。申しわけございませんでした。(発言する者あり。笑声)

#### [長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 ご答弁をありがとうございました。

まず、庁舎の管理についてですね。職員の福利厚生のための施設という表現がございまして、議会を通しての調査依頼に基づいていただいた資料も、そういうように書いてあるんですけれども、職員互助会というのがあって、職員の福利厚生のためにいろいろやっていたいでいるわけですね。そう考えると、何も組合に福利厚生のためのごことをやっていたいく必要はないというのが私の考え。

それから、先ほど広告の話をさせていただきましたけれども、組合の事務室の外側、貸しているのは中側で外側の壁を使わせているんですね、掲示板として。あそこも広告料収入を得られる可能性があるので、(笑声)返してもらってください。この行政財産の使用許可の中には壁まで貸してないですからね、返してもらってください。

それで、この売店の経営に関しては、行政財産の使用許可申請の中には、「職員の福利厚生として使用」としか書いてないんですよ。ということは、先ほど答弁の中にあつた「来庁者が利用することを目的とする」というふうに書いてあるんですけれども、これはクローズにして——百歩譲っての話で、まだ職員の福利厚生のためということを確認するんだとしたら、職員だけが使うようにしてください。それで、来庁者のためには、

1階のあそこにコンビニを誘致して家賃を取ると、そういう考え方でいていただきたい。

それで、監査にお伺いをしたいんですけれども、あれだけ我々議員の調査費に突っ込んだ見解を出したわけですから、代表監査委員としてはこれらのことというか、組合に売店を経営させることが労働組合法の趣旨にかんがみてどういうふうに判断するかというふうなところをご意見を伺いたい。

それから、同じように小教協、中教協です。任意の団体に、金額は今言いませんでしたけれども、250万円ぐらいの研究委託をしているわけですね。研究委託をしていると言っていたんだけど、支出をしているわけですが、研修をするのに研修というものが、要するに教育委員会が主催する研修会というのがあると思うんですけれども、その部分をここに委託をして研修会をしてもらうということ自体に、私はいろいろと問題があるのではないかとことを思っておりまして、これに関しても、今後の私の研究課題にはしたいとは思っているんですが、こういう任意の団体にこういう金額のお金を出して、そして子供たちの勉強する時間を削ってまでこういうことをやるということに、代表監査委員は通常の監査の中でどういうふうにご判断をなさったのか、お伺いをしたいということです。

以上。

#### [代表監査委員登壇]

●代表監査委員(安田雅行) ただいまの長谷川議員から、非常に難しい課題をいただきました。私ども、今この演壇で代表監査委員として、今、長谷川大議員が指摘しました事項についての考え方、代表監査委員としてどこまで述べることができるのかどうかということが1つあります。

庁舎地下1階売店について、組合に貸している、これは庁舎管理の関係からも指摘になってきているわけですが、これについて現実的に財政部の監査の中で、それらの実際の——先ほど財政部長が答弁しましたけれども、それらの契約、その根拠となっている地方自治法施行令及び財務規則、それらの手続として、その根拠において妥当なのかどうか、そういったことも含めまして、その外側の取り扱いも含めまして、それは実際に監査の中で、やっぱり判断すべき事項ですので、想定での私の判断は、この本会議ではやはりできないのかな、そのようにひとつご理解をしていただければと思います。



それからもう1つ、教育委員会の小・中教協いわゆる任意の団体、これにつきましてはやはり地方自治法の中で負担金補助及び交付金、この中で負担金の場合ですと、国などの規則の中で一定決められているものに対するたしか負担金の支出、それからいわゆる任意の団体、通常この場合ですと、四市複合事務組合だとか、関係する市町村の協議会に伴いまして、その維持経費にかかわるいわゆる負担金、それらの支出というものが1つ認められていますけれども、今、長谷川議員が言いましたこの指摘の件が、負担金の支出の根拠としてどうなのか。これはやはり監査の中でその根拠性、その妥当性も含めて判断すべきものだと思います。

これについてそれをどう判断し、何か問題があるのかないのか、それについて指摘するかしないかは大変恐縮でございますけれども、やはり監査委員の合議の中に意見を決定するという、地方自治法第199条の11項の中で、12項の中で答えざるを得ない。

そういった意味では、長谷川議員はよく地方自治法上の、いわゆる監査委員制度をよくご存じの上でのご質問だと思いますけれども、そういう立場でやはり答えざるを得ないというふうにご理解をしていただきたいと思います。ただ、言おうとしている内容については、やはり代表監査委員として、その趣旨は受けとめさせていただきます。

#### [長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 ありがとうございます。重く受けとめていただいたようで。（「重くつて言わなかったよ」と呼ぶ者あり。笑声）でも、重そうだったでしょう。（笑声）

小・中教協なんですけれども、せっかくだから、代表監査委員がいろいろチェックしていただくのに、さらにつけ加えますと、先ほど答弁にあったのかな、答弁原稿にはあるんですけれども、（「答弁原稿もらってんの」と呼ぶ者あり）教材研究というのがあるんですね。教材研究をこの千葉県教育会船橋市会にわざわざ委託する理由があるかどうか、合理的な理由があるかどうかというのもよく検討していただきたいんですよ。

というのは、教科書のあり方っていろいろ議論がされていたりしますから、その辺とこのをわざわざこの任意の団体に250万円も払って預ける必要があるのかどうかということですね。そういうことが私もちょっと気になっております。

それから、勤務の実態というか、原則として第3水曜日の午後、年8回の研修会をやっているというわけなんですけれども、何で夏休みにやらないのか、春休みにやらないのか、冬休みにやらないのか、8回ぐらいだったらその期間を使えば十分できるし、学

校の先生方と話していますと、夏クーラーもなくて暑くてしょうがねえんだよと言っているんだから、どこかクーラーのきいたところで勉強させてやればいいわけですよ、8回分ぐらい。それで、あえて水曜日の午後にやっている合理的な理由が、私には理解できない。そういうところもよくチェックしていただきたいなど。

それから、さらには10月に教育研究大会をやると。その教育研究大会に発表する先生だとかというのは、物すごい時間とられるわけですよ。そのために犠牲になっている子供たちがいるわけですよ。それっていいのっていう話で、これはまた私の別の恩師が言っていたんですけども、教育研究大会があるがために、秋の季節のいいときに運動会ができない、だから今春に運動会をやっている。小学校1年生入学早々に運動会をやるなんていうのは、学校経営上問題があると言っている先生もいるわけですよ。

そういうことを考えると、何でこの小教協、中教協、これにかかわる部分で、子供が何もかも犠牲にならなきゃいけないのか。どっぷり教育会につかっている人たちと話していると、もう何も見えなくなっている、当たり前のことになっている。だから、代表監査委員の非常に高い見識で(笑声)いろいろとご判断をいただきたい。それをお願いしておきますね。

それから、先ほど言った庁舎管理のほうですね。労働組合法の適用というのは、どうも地方公務員法だか何だかにはならないようなんですけれども、労働組合法の不当労働行為の趣旨というものがあると思うんですね。簡単に言うと便宜供与というか、金銭の供与はまかりならぬということになっているにもかかわらず、売店が利益を上げているか上げていないかということを経営システムがどうもなさそうなんです。それも、もう私ごときには調べられないので、何とか代表監査委員にお願いをしたい。

民間のビルや何かを賃借をするときというのは、水光熱費だとか、いろんなものの賃借料を払うわけですけども、減免を申請して認められていることというのは幾つか列挙されているんです。それ以外の部分というのが非常に不明確。掃除をしてもらっているんだかどうだか知りませんが、それから供用部分のエレベーターを使用するだとか、何かいろんなことってあるわけですよ。機械損料というか、そういうものについての部分というのが、どうもうたわれていない。

それからもう1つは、電話も電話交換機を通して使っている電話、電話代はどうも払っているらしいんですけども、その電話交換機の使用料部分のところが見えてこない。そういう部分があって、非常にこの組合に対しての便宜供与が物すごくあるんじゃない

いかというふうに思われるところがあるんで、ぜひとも代表監査委員の安田さんには  
厳しいチェックをお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。

●議長(村田一郎) 以上で、本日の一般質問は終わりました。